

「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」実施機関

北海道労働局調べ(R5, 12, 7現在)

機関名	住所	連絡先
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 北海道支部	札幌市中央区南9条西1丁目1-10 北海道トラック総合研修センター内	011-511-9795
札幌労働基準協会	札幌市北区北7条西2丁目37 山京ビル2階	011-757-0340
函館労働基準協会	函館市海岸町22-5 共栄運輸ビル3階	0138-44-0500
旭川地方労働基準協会	旭川市常盤通1丁目 道北経済センター6F	0166-22-8621
北見労働基準協会	北見市卸町3丁目9-2	0157-57-6038
釧路労働基準協会	釧路市鳥取大通1丁目8-2	0154-65-5169
建設業労働災害防止協会 北海道支部	札幌市中央区北4条西4丁目1番地 札幌国際ビル3階	011-261-6187
公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会 函館事務所	北斗市追分3-1-1	0138-49-9044
株式会社PCT 北海道教習所	石狩市新港中央2丁目766-3	0133-64-6388
コマツ教習所株式会社 北海道センタ	北広島市大曲工業団地1丁目6	011-377-3866
コベルコ教習所株式会社 北海道教習センター	札幌市白石区本通21丁目南1-67	011-862-3501
キャタピラー教習所株式会社 北海道教習センター	札幌市清田区里塚2条6丁目3-5	011-795-7022
中央バス自動車学校	札幌市北区新琴似8条17丁目1-1	011-764-2525
株式会社札幌篠路自動車学校	札幌市北区篠路1条8丁目6-30	011-771-2224

※北海道労働局に情報提供のあった機関のみを掲載しております。

※詳しくは各機関のホームページ等でご確認ください。

◎労働安全衛生法第五十九条

事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるもの（テールゲートリフターの操作）に労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。